

帯広畜産大学焼却施設保全業務

入 札 説 明 書

国立大学法人帯広畜産大学

入札説明書

国立大学法人帯広畜産大学の調達契約に係る入札公告（平成30年2月9日付け）に基づく入札等については、国立大学法人帯広畜産大会計規則（平成16年規則第2号）、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）（以下「取扱規程」という。）、国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成22年基準第4号）（以下「契約基準」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役等

- (1) 契約担当役 国立大学法人帯広畜産大学 事務局長 横町 直明
- (2) 所属部局名 国立大学法人帯広畜産大学
- (3) 所在地 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

2 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 帯広畜産大学焼却施設保全業務 一式
- (2) 調達概要 本業務は、帯広畜産大学焼却施設の定期運転管理及び保守業務を行うものである。（詳細は、別冊仕様書による。）
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 国立大学法人帯広畜産大学構内
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）及び取扱規程並びに契約基準に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金は免除する。
- ② 契約保証金は免除する。

3 競争参加資格

- (1) 競争加入者等が取扱規程第4条及び第5条に規定される次の事項に該当するときは、競争に参加する資格を有さない。

① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）及び破産者で復権を得ない者であるとき

ただし、その者が成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合並びに未成年者であって、婚姻をしている場合若しくは営業許可を受けている場合はこれにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後、その者について契約担当役が定めた期間（2年間）を経過していないとき（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

- (ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、契約担当役が定めた期間（２年間）を経過しない者を、契約の履行に当り、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学が認定した競争参加資格において平成29年度に北海道地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、次のとおり。
- 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
 国立大学法人帯広畜産大学経理課
 TEL 0155-49-5234
- (3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
 - (4) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (5) 公正性かつ無差別が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
 - (6) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
 - (7) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 一般競争入札参加届出書、入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できることを証明する資料（以下「履行できることを証明する資料」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
 - 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
 国立大学法人帯広畜産大学施設課施設企画・管理係
 TEL 0155-49-5263
- (2) 入札書の受領期限 平成30年2月28日（水）17時00分
- (3) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び取扱規程並びに契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は前記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。
 - ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式2の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「平成30年3月2日開札〔帯広畜産大学焼却施設保全業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
 - (ア) 調達件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
 - ③ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99

号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(書留郵便に準ずるものに限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成30年3月2日開札〔帯広畜産大学焼却施設保全業務〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し前記4の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 調達件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- ⑤ 調達件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの(この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。)
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに別紙様式3の代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

平成30年3月2日(金) 14時00分
国立大学法人帯広畜産大学本部棟1階会議室

(8) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、入札執行者の執行宣言後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示又は名刺等を提出しなければならない。この場合、代理人が前記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

- ⑥ 開札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、1 回目の開札に立ち会わない競争加入者等は、再度入札を辞退したものとして取扱う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、別記様式1の一般競争入札参加届出書、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類並びに前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別記1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認及び入札公告並びに入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 前記4の（3）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が、取扱規程第16条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (7) 支払条件
適正な支払請求書を受理した日から40日以内に支払う。
- (8) 調達件名の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した業務を履行できることを証明する書類の内容は、仕様書と同様にすべて検査等の対象とする。
 - ② 別冊仕様書等の内容に従って検査等を実施する。
- (9) 別冊仕様書等に対する質問の提出
- ① 受領期限：平成30年2月21日（水）の17時まで。（郵送等の場合には必着のこと。）
 - ② 提出場所：前記4（1）に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送等
- (10) （9）の質問に対する回答 平成30年2月23日（金）に回答する。

【添付書類】

別紙様式1 一般競争入札参加届出書

別紙様式2 入札書

別紙様式3 代理委任状

別冊 仕様書

別冊 契約書（案）

次に掲げる基準類は、帯広畜産大学ホームページより入手することができる。

<http://www.obihiro.ac.jp/>

サイドメニュー「情報公開」→「国立大学法人帯広畜産大学規則集」

- ・国立大学法人帯広畜産大会計規則
- ・国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程
- ・国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準

別記 1

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 平成29年度の参加資格認定通知書（全省庁統一資格又は本学資格）の写し・・・1部

2 履行できることを証明する書類

- (1) 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・会社の概要を記載した書面
- (2) 請負実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・焼却施設保全業務及び類似する業務の受注実績書 [直近の10件程度の契約実績で可]
（顧客名，契約名，期間，顧客の担当者の氏名及び電話番号などを記載した書面）
- (3) アフターサービス体制が整備されていることを証明できる資料・・・・・・・・1部
・業務実施体制図（指揮命令系統及び連絡先，担当者，責任者を図示したもの）
・緊急時連絡体制図（災害時及び深夜，休日等に急務が発生した場合の体制図）
- (4) 業務実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・予定作業者名簿
（氏名，年齢，性別，住所，電話番号，業務に関連する資格及び教育講習等履歴が記載されたもの。）

別紙様式について

別紙様式 1 一般競争入札参加届出書

別紙様式 2 入札書

- ①競争加入者本人が入札する場合
- ②代理人が入札する場合
- ③復代理人が入札する場合

別紙様式 3 代理委任状

- ①社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合
- ②支店長等が競争加入者の代理人となる場合
- ③支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合

別紙様式 1

一般競争入札参加届出書

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

提出者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

作成責任者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇部〇〇課 〇〇〇〇〇 印
電話番号：
F A X 番号：

平成30年2月9日付けで公告のありました 帯広畜産大学焼却施設保全業務の競争参加について、入札書の提出意志がありますので、届け出いたします。

なお、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）第4条及び第5条の規定に該当するものでないことを制約します。

別紙様式2 (① 競争加入者本人が入札する場合)

入 札 書

業務名 帯広畜産大学焼却施設保全業務

入札金額

金 円也

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）及び国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成22年基準4号）を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

別紙様式 2 (② 代理人が入札する場合)

入 札 書

業務名 帯広畜産大学焼却施設保全業務

入札金額

金 円也

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）及び国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成22年基準4号）を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇

代 理 人 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇 印

別紙様式2 (③ 復代理人が入札する場合)

入 札 書

業務名 帯広畜産大学焼却施設保全業務

入札金額

金 円也

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）及び国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成22年基準4号）を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇

復代理人 〇〇〇〇〇 印

別紙様式3 (① 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委任状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇〇を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成30年3月2日国立大学法人帯広畜産大学で行われる帯広畜産大学焼却施設保全業務の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙様式3 (② 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇

- 委任事項
- 1 入札及び見積に関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 請負代金の請求及び受領に関する件
 - 5 復代理人の選任に関する件
 - 6

委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙様式3 (③ 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委任状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者の代理人） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇〇を〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成30年3月2日国立大学法人帯広畜産大学で行われる帯広畜産大学焼却施設保全業務の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



(注)

- 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されていることが必要であること。（別紙様式3②を参照）
- 2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

帯広畜産大学焼却施設

保全業務仕様書

平成30・31年度

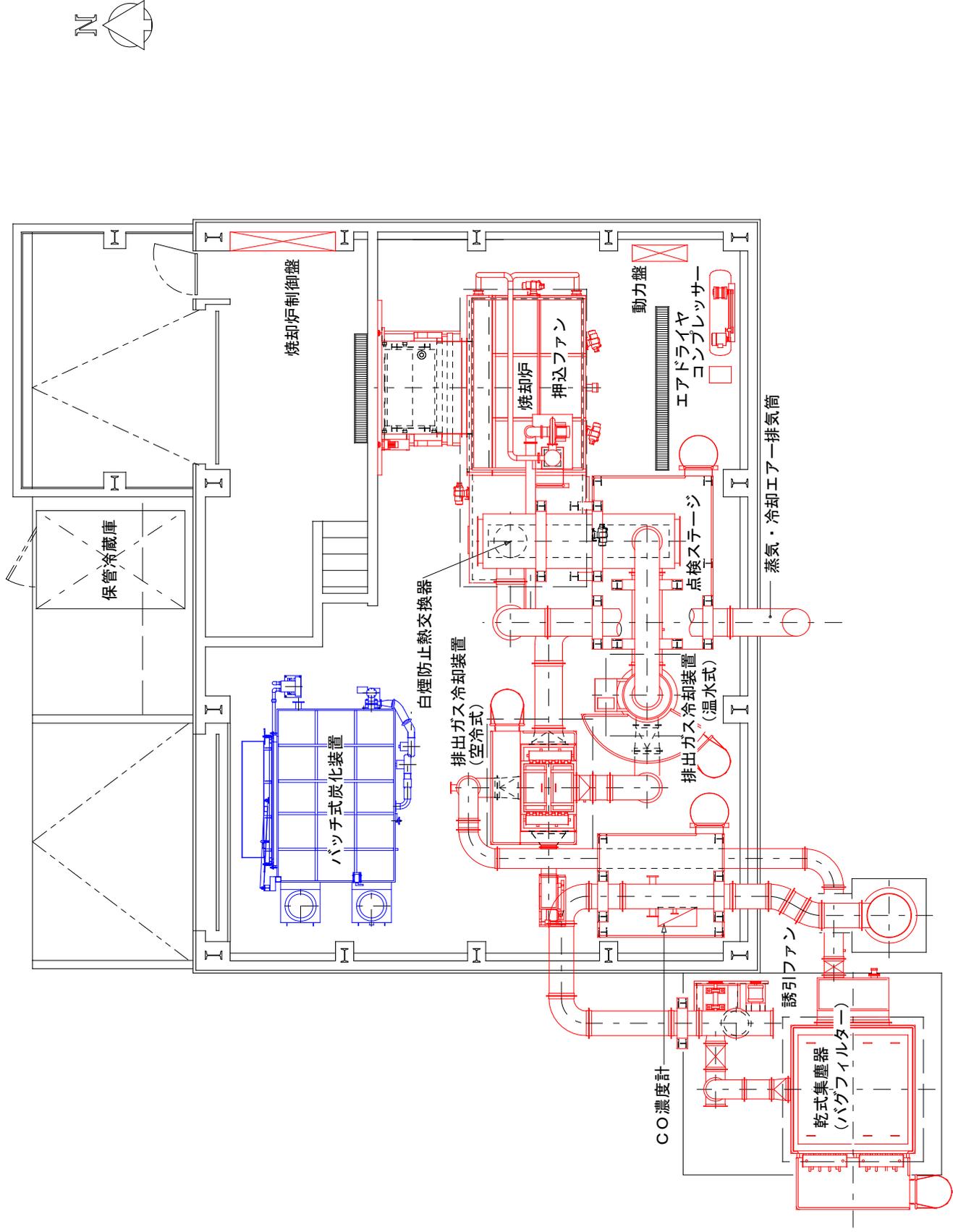
施設課長	課長補佐	施設企画・ 管理係長	施設設備・ 整備係

帯 広 畜 産 大 学 施 設 課

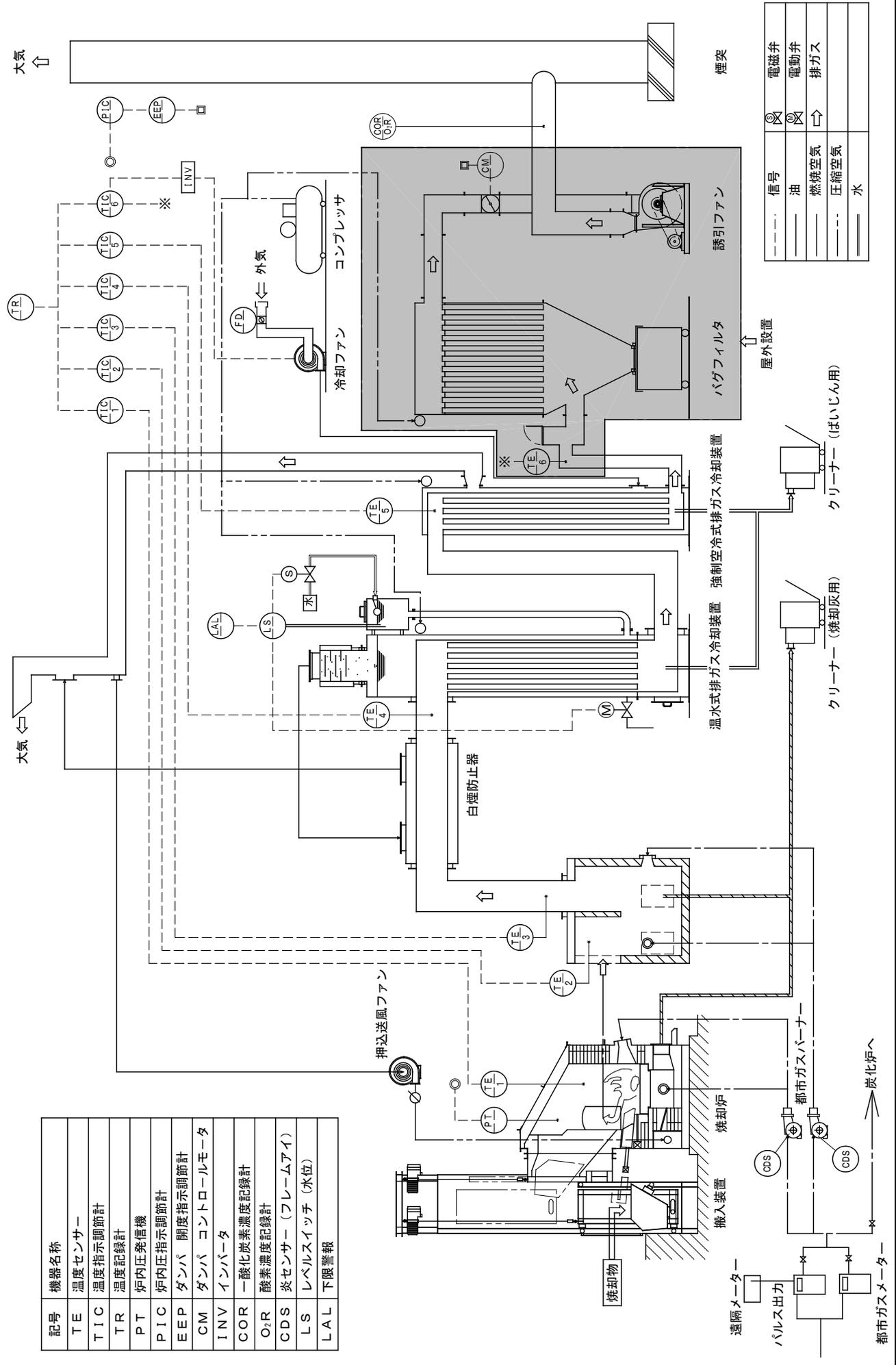
1. 業 務 名	帯広畜産大学焼却施設保全業務
2. 業 務 場 所	帯広市稲田町西2線11番地(帯広畜産大学構内)
3. 業 務 期 間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日
4. 請 負 代 金 の 支 払 い	請負代金は、帯広畜産大学事務局経理課より支払うものとする。
5. 摘 要 事 項	この業務受注者は、この仕様書2枚、別紙3枚、別表2枚、業務要項10枚に基づき、動物焼却施設の点検・保守業務を行うものとする。
6. 諸 法 令 の 遵 守	この業務の履行にあたっては、適用を受ける「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の諸法令(以下「諸法令等」)を遵守すること。
7. 業 務 内 容	業務内容は、下記による。 I)焼却炉 1) 月1回:実際に焼却する試運転を行い、機器・動作の確認を行う。 2) 年1回(11月):業務要項に基づく総合点検を行う。 3) 焼却施設の運転中に異常があった場合には、直ちに駆けつけ応急処置・修繕等を行う。(応急処置・修繕等で発生する費用は別途とする。) II)炭化炉 1) 年2回(内1回は総合点検)試運転を行い、機器・動作の確認を行う。 ※5月に1回・11月に1回(総合点検とする。)
8. 対 象 設 備	対象設備は、別表による。
9. 点 検 項 目	点検項目は、業務要項による。
10. 業 務 責 任 者	この業務に従事する者の中から、十分な知識と実務経験を有する者を業務責任者とする。
11. 報 告 書	この業務が完了した時は、下記の書類を遅滞なく提出するものとする。 1) 運転結果報告書 ……2部(修繕が必要な場合は項目毎に見積書を添付する。) 2) 記録写真 ……1部 3) 月 報 ……1部 4) 日 報 ……1部(総合点検時) 5) その他必要な書類 ……担当職員と協議する。
12. 発 生 材 の 処 理	発生材は産業廃棄物として適切に処分し、マニフェストの写しを提出する。
13. 立 会 い	立会いは、下記の場合に行うものとする。 1) 担当職員が必要と認める場合 2) 受注者の申し出により、担当職員が必要と認めた場合
14. 機 器 ・ 材 料 ・ 試 験 器 ・ 工 具 等	業務に用いる機器・材料・試験器及び工具等は、受注者のものを使用する。ただし、対象設備の付属品として設置されているものは、担当職員の承諾を受けて使用できるものとする。
15. 電 力 ・ 用 水 費	業務に使用する電力及び用水費は、発注者の負担とする。ただし、停電作業を伴う業務等により、電力及び用水等が使用出来ない時は担当職員と協議する。

16. 安全対策等	a) 業務の履行にあたっては関係法令等を遵守し、災害・公害・事故の発生防止に努める。 b) 災害・公害・事故の発生の恐れのある時は、その処理について、速やかに担当職員と協議する。 c) 災害・公害・事故が発生した時は、直ちに担当職員に報告するとともに、速やかにその拡大を防止する等の適切な措置を行う。
17. 従事者の服装等	a) 従事者の服装等は見苦しくない程のものとし、作業中は名札を付け、その身分を明示する。 b) 作業中は、諸法令に従った保護用具を着用する。
18. 小修理業務	対象設備に故障又は異常を発見し、応急処置を行う必要がある時は、速やかに、意見を付して担当職員に進言する。
19. その他	この仕様書、別紙、点検要項に記載のない事項で対象設備に保全上当然必要な事項は業務に含むものとする。

帯広畜産大学 焼却施設保全業務 焼却炉平面図



帯広畜産大学 焼却施設保全業務 焼却炉系統図



記号	機器名称
TE	温度センサー
TIC	温度指示調節計
TR	温度記録計
PT	炉内圧発信機
PLC	炉内圧指示調節計
EEP	ダンパ 開度指示調節計
CM	ダンパ コントロールモータ
INV	インバータ
COR	一酸化炭素濃度記録計
O ₂ R	酸素濃度記録計
CDS	炎センサー (フレムアイ)
LS	レベルスイッチ (水位)
LAL	下限警報

信号	電磁弁	電動弁	排ガス
油	⊗	⊗	□
燃焼空気			
圧縮空気			
水			

クリーナー (ばいじん用)
 クリーナー (焼却灰用)

遠隔メータ
 ハルス出力
 都市ガスメータ

炭化炉へ

別 表

装置名称	機器名	仕様・規格	備考
排風機	誘引ファン	ターボ形, 80m ³ /350mmAq(at150℃), 15KW 炉内圧力制御用コントロールファン	テラルキョウトウ製 CTF-BⅡ-N03 1/2
CO濃度連続測定装置	CO・O ₂ 濃度連続測定装置	CO:非分散赤外線吸収式(0~200/1000PPM) O ₂ :磁気風式(0~25%) 付属品:ガスサンプリングプロブ, 標準ガスボンベ	富士電機製 CO-36-11
白煙防止装置	白煙防止装置	SS400,フィン付2重管式熱交換器,伝熱面積 5.4m ²	
コンプレッサー	コンプレッサー	圧力開閉式, 630 ㍓/min×7.5kg/m ³ タンク容量 170 ㍓, 5.5KW	日立製作所製 5.5P-9.5GB
	エアドライヤー	据置形, 処理空気量 1,300 ㍓/min, 0.3KW	HDN-25BF
自動制御盤	自動制御盤	自立型(1,600×500×1,900H), 3Φ200V×37kw 温度指示調節計(6点):一次・二次・三次燃焼室 空冷冷却装置入口, 温水冷却装置入口 バグフィルター入口 温度記録計:温度指示6点の出力 CO記録計:平均CO濃度, O ₂ 瞬時濃度出力 炉内圧指示調節計:-30mmAq~30mmAq 安全装置:煙感知器, 感震器, バーナ炎監視器 警報:ブレーカトリップ, 過負荷, バーナ失火, 地震検知, 冷却装置断水, バグフィルター高温 インバータ故障, コンプレッサー圧力低下	山武製 SDC21 富士電機製 PHR PHR 日章計器製 N-S60
その他設備	手元操作器	自立形(250×120×250H)架台付 投入装置の制御, 炉内攪拌装置の制御 非常用停止スイッチ, 投入確認表示	
	集塵機	焼却灰用・ばいじん用各1台, 1Φ100V×1.5KW 吸引風量4.7m ³ /min×1800mmAq, 78 ㍓	ホーコス(株) MEC620
ダクト設備	ダクト設備	焼却炉→白煙防止装置:SS400(600φ)6t, 断熱キャストラライニング 75t 温水式排ガス冷却装置→空冷式排ガス冷却装置:SS400(450φ)3.2t 空冷式排ガス冷却装置→バグフィルター:SS400(350φ)3.2t バグフィルター→誘引ファン→煙道:SS400(350φ)3.2t 煙道:SS400(450φ)3.2t 温水式排ガス冷却装置→白煙防止装置:SS400(500φ)3.2t 空冷式排ガス冷却装置温風排気:SS400(500φ)3.2t 独立煙突:STK400(800φ), GL+11,500	
炭化炉	装置本体	間接加熱方式固定形バッチ式, 処理能力 100kg/h 火床面積 2.0m ² 外装材:鋼板製 内部耐熱温度:1300℃ 処理時間:23時間/回	イシナ工業(株)製 ICYT-1000型
	基本構成	加熱バーナー、乾留ガス燃焼用送風機、本体冷却用送風機、開閉扉冷却装置、排気筒、水蒸気打込装置、炭化装置自動制御盤、蒸気ボイラー、鉄製投入カゴ(予備×1)	

業務要領

1. 焼却炉

点検項目	業務内容	備考
<p>(1) 焼却炉本体</p> <p>1. 外観の状況</p> <p>2. 焼却炉内部</p>	<p>腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。</p> <p>1) 耐火煉瓦及びセラミックファイバーの損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。</p> <p>2) 耐火キャストブルの損傷等の劣化の有無を点検する。</p> <p>3) バーナータイルのカーボンの付着状態を点検する。</p> <p>4) ロストルのひび割れ・損傷等の劣化の有無を点検する。</p> <p>5) 底部に焼却灰・クリンカ等の堆積の有無を点検する。</p> <p>6) 灰出口・点検口の扉パッキンの損傷等の劣化の有無を点検する。</p>	<p>劣化が著しい場合は交換する。</p> <p>劣化が著しい場合は交換する。</p> <p>劣化が著しい場合は補修する。付着が著しい場合は清掃する。劣化が著しい場合は交換する。堆積がある場合は除去、清掃する。</p> <p>劣化が著しい場合は交換する。</p>
<p>(2) 投入装置</p> <p>1. 外観の状況</p> <p>2. 前扉</p>	<p>腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。</p> <p>1) 扉パッキンの損傷等の劣化の有無を点検する。</p> <p>2) モータの軸受部に潤滑油が注入されているか点検する。</p> <p>3) 駆動用チェーンに劣化・破損・ゆるみ等がないか点検する。ゆるみ等がある場合は調整する。</p> <p>4) 扉の開閉状態の良否を点検する。</p> <p>5) リミットスイッチの作動状態を点検する。</p>	<p>劣化が著しい場合は交換する。</p> <p>劣化が著しい場合は交換する。潤滑油を給脂する。損傷が著しい場合は交換する。</p> <p>状態不良の場合は修理する。作動不良の場合は修理又は交換する。</p>
<p>3. 投入バケット</p>	<p>バケットに腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。</p>	<p>劣化が著しい場合は交換する。</p>
<p>4. バケットリフター</p>	<p>1) 電動チェーンブロックの作動状態の良否を点検する。</p> <p>2) 電動チェーンブロックの内部オイルの汚れ状態を点検する。</p> <p>3) 昇降レールに潤滑油が注入されているか点検する。</p> <p>4) 吊り上げ用チェーンのねじれ・伸び・損傷等の劣化の有無を点検する。</p> <p>5) リミットスイッチの作動状態を点検する。</p> <p>6) 昇降路底部の排水口に異物がないか点検する。</p>	<p>作動不良の場合は修理する。オイルの汚れが著しい場合は交換する。潤滑油を給脂する。</p> <p>劣化が著しい場合は交換する。</p> <p>作動不良の場合は修理又は交換する。異物がある場合は清掃する。</p>
<p>5. 投入ゲート</p>	<p>1) 電動チェーンブロックの作動状態の良否を点検する。</p> <p>2) 電動チェーンブロックの内部オイルの汚れ状態を点検する。</p> <p>3) 昇降レールに潤滑油が注入されているか点検する。</p> <p>4) 吊り上げ用チェーンのねじれ・伸び・損傷等の劣化の有無を点検する。</p> <p>5) リミットスイッチの作動状態を点検する。</p> <p>6) 耐火キャストブルの損傷等の劣化の有無を点検する。</p>	<p>作動不良の場合は修理する。オイルの汚れが著しい場合は交換する。潤滑油を給脂する。</p> <p>劣化が著しい場合は交換する。</p> <p>作動不良の場合は修理又は交換する。</p> <p>劣化が著しい場合は補修する。</p>
<p>(3) 助燃装置</p> <p>1. 外観の状況</p>	<p>配管系、弁等にガス漏れ、損傷の有無を点検する。</p>	<p>損傷が著しい場合は修理、又は交換する。</p>

業務要領

点検項目	業務内容	備考
2.ガスバーナー	1) 駆動部（ダイヤ・リクータ）のセットの位置、緩み等の有無、作動の良否を点検する。 2) 電磁弁の漏れ、損傷の有無、作動の良否を点検する。 3) 軸受け部に潤滑油が注入されているか点検する。 4) チップの汚れ、損傷の有無を点検する。 5) 清掃を行い、部品の摩耗・変形・損傷の有無を点検する。 6) 付属品（フェイザ等）の変形、損傷の有無を点検する。 7) パイロットの着火電極の汚れ、ガラスの破損の有無を点検する。 8) 着火放電端子の間隔が適正か確認する。 9) 手動により異常失火試験を行い警報、燃料遮断装置が確実に作動するか確認する。	異常がある場合は調整する。 損傷が著しい場合は交換する。 潤滑油を給脂する。 汚れがある場合は清掃する。 損傷が著しい場合は交換する。 損傷が著しい場合は交換する。 破損が著しい場合は修理又は交換する。 異常がある場合は調整する。 作動に異常がある場合は調整又は交換する。
3.火災検出器 （フレイムドット）	1) 監視パイプに媒等が付着していないか点検する。 2) 遮光により機能及び作動に異常がないか点検する。	汚れがある場合は清掃する。 異常がある場合は修理する。
4.感震器 （4）炉内攪拌装置 1.トルクリンク	感震装置の試験変位に対する作動を確認する。 1) 異常な振動、騒音がないか点検する。 2) シリンダ内のオイルが汚れていないか又は不足していないかを点検する。 3) プッシュロッドに潤滑油が注入されているか点検する。 4) リミットスイッチの作動状態を点検する。	作動に異常がある場合は調査又は修理する。 異常がある場合は調査する。 不足及び汚れが著しい場合は交換又は補給する。 潤滑油を給脂する。 作動不良の場合は修理又は交換する。
2.耐火キャスタブル （5）強制送風装置 1.燃焼ブロー	耐火キャスタブルの損傷の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。 1) 発熱、異常な振動や騒音がないこと点検する。 2) ファン及び空気吹出側ダクトの取付状態の良否を点検する。 3) ファン及びモーターの軸受の状態を点検する。 4) 羽根車のボルトの緩み及び腐食等の劣化の有無を点検する。 5) ライナ・ケーシング内部にほこりや付着物がないか点検する。	劣化が著しい場合は交換する。 異常がある場合は調査する。 異常がある場合は調整する。 軸受の交換及び潤滑油を給脂する。 緩み又は劣化のある場合は増し締め又は交換する。 異常がある場合は調整する。
2.エアノズル	1) ダンパの開閉状態の良否を点検する。 2) ノズルに詰まり等がないか点検する。	状態不良の場合は修理又は交換する。 詰まり等がある場合は除去及び補修する。

業務要領

2. 温水式排ガス冷却装置

点検項目	業務内容	備考
1.温水式排ガス冷却装置本体	1) 外面ケーシングに変色、腐食、損傷がないか点検する。 2) 本体及び付属品の取付け部より冷却水の漏洩がないか点検する。 3) 基礎ボルトにゆるみがないか点検する。 4) 熱交換器に煤等が付着していないかの有無を点検する。 5) 熱交換器に曲がり、膨出等の変形や腐食の有無を点検する。 6) 缶体内のスケールの付着・スラッジの有無を点検する。 7) 耐火キャストブルの損傷等の劣化の有無を点検する。 8) 灰出口等の扉パッキンの損傷等の劣化の有無を点検する。 9) 気水分離器、給水内管の取付ボルトの緩みや仕切板等に腐食がないか又、スラッジやスケールの付着の有無を点検する。	損傷等が著しい場合は補修する。 。 漏れがある場合は修理又は交換する。 ゆるみのある場合は修理する。 煤等が付着している場合は清掃する。 異常がある場合は精密調査する。 。 スケール等が付着している場合は清掃する。 劣化が著しい場合は補修する。 劣化が著しい場合は交換する。 腐食が著しい場合は精密調査する。
2.付属品	1) 水面計、給水装置等の連絡穴のスケール、スラッジ及び腐食の有無を点検する。 2) ゲージグラス、コック類の作動状態を点検する。 3) 電極棒にスケールの付着がないか点検する。 4) ボールタップの作動の良否を点検する。 5) 電動弁の漏れ、損傷の有無、作動状態を点検する。 6) 冷却管内自動洗浄装置及び配管にエア漏れがないか又作動状態が適切かを点検する。	腐食が著しい場合は、修理又は交換する。 必要に応じパッキンを交換する。 。 作動不良の場合は交換する。 作動不良の場合は修理又は交換する。 損傷が著しい場合は修理又は交換する。 エア漏れがある場合は修理する。 。

3. 空冷式排ガス冷却装置

点検項目	業務内容	備考
(1) 空冷式排ガス冷却装置本体		
1.本体	1) 外面ケーシングに変色、腐食、損傷がないか点検する。 2) 本体及び付属品の取付け部より漏洩がないか点検する。 3) 基礎ボルトに緩みがないか点検する。 4) 熱交換器に煤等が付着していないかの有無を点検する。 5) 熱交換器に曲がり、膨出等の変形や腐食の有無を点検する。 6) 缶体内の付着物の有無を点検する。 7) 耐火キャストブルの損傷等の劣化の有無を点検する。 8) 灰出口等の扉パッキンの損傷等の劣化の有無を点検する。	損傷等が著しい場合は補修する。 。 漏れがある場合は修理又は交換する。 緩みのある場合は修理する。 煤等が付着している場合は清掃する。 異常がある場合は精密調査する。 。 付着物がある場合は清掃する。 劣化が著しい場合は補修する。 劣化が著しい場合は交換する。
2.付属品	1) 冷却管内自動洗浄装置及び配管にエア漏れがないか又作動状態が適切かを点検する。	エア漏れがある場合は修理する。 。

業務要領

点検項目	業務内容	備考
(2) 冷却ファン	1) 腐食, 損傷, ボルトの緩みの有無を点検する。 2) 発熱, 異常な振動や騒音がないことを点検する。 3) Vベルトの緩み, 摩耗, 損傷の有無を点検する。 4) 芯出しの良否を点検する。 5) ファン及びモーターの軸受部に潤滑油が注入されているか点検する。 6) Vプーリの摩耗, 損傷等の劣化の有無を点検する。 7) 羽根車の汚れ, 変形, 発錆等の劣化の有無を点検する。 8) 羽根車のボルトの緩み及び腐食等の劣化の有無を点検する。 9) 羽根車がケーシング等に接触していないか点検する。	腐食等が著しい場合は該当部品を交換する。 異常がある場合は調査する。 損傷が著しい場合は交換する。 芯出し不良の場合は調整する。 潤滑油を給脂する。 劣化が著しい場合は交換する。 汚れ又は劣化がある場合は清掃又は修理する。 緩み又は劣化がある場合は増し締め又は交換する。 接触している場合は組立調整する。

4. 排ガス処理設備

点検項目	業務内容	備考
1. バグフィルター	1) 外面ケーシングに変色, 腐食, 損傷がないか点検する。 2) 本体及び付属品の取付け部より漏洩がないか点検する。 3) 基礎ボルトに緩みがないか点検する。 4) 内部に変色, 腐食, 損傷がないか点検する。 3) 濾布の目詰まりや損傷がないか点検する。 5) 点検口及び煙道接続部のフランジボルトの緩みがないか又ガスケットに損傷がないか点検する。 6) エアシールダンパーに損傷及び漏洩がないか点検する。	損傷等が著しい場合は補修する。 。 漏れがある場合は修理する。 緩みのある場合は修理する。 損傷等が著しい場合は補修する。 。 損傷が軽微な場合は補修する。 損傷が著しい場合は交換する。 損傷等が著しい場合は補修する。 。
2. 付属品	1) 払い落とし洗浄装置及び配管にエア漏れがないか又作動状態が適切かを点検する。 2) マノスターゲージの作動の良否を点検する。 3) ダストボックス本体及び取付金具に変形, 損傷がないか点検する。 4) 煙感知器が正常に作動するか点検する。	エア漏れがある場合は修理する。 作動不良の場合は交換する。 損傷等が著しい場合は補修する。 。 作動不良の場合は交換する。

5. 排風機

点検項目	業務内容	備考
1. 誘引ファン	1) 腐食, 損傷, ボルトの緩みの有無を点検する。 2) 発熱, 異常な振動や騒音がないことを点検する。 3) Vベルトの緩み, 摩耗, 損傷の有無を点検する。 4) 芯出しの良否を点検する。 5) ファン及びモーターの軸受部に潤滑油が注入されているか点検する。 6) Vプーリの摩耗, 損傷等の劣化の有無を点検する。 7) 羽根車の汚れ, 変形, 発錆等の劣化の有無を点検する。	腐食等が著しい場合は該当部品を交換する。 異常がある場合は調査する。 損傷が著しい場合は交換する。 芯出し不良の場合は調整する。 潤滑油を給脂する。 劣化が著しい場合は交換する。 汚れ又は劣化がある場合は清掃又は修理する。

業務要領

点検項目	業務内容	備考
1.誘引ファン	8) 羽根車のボルトの緩み及び腐食等の劣化の有無を点検する。 9) 羽根車がケーシング等に接触していないか点検する。	緩み又は劣化がある場合は増し締め又は交換する。 接触している場合は組立調整する。
2.コントロールボックス	1) 作動の良否を点検する。 2) 内部の汚れ、変形、発錆等の劣化の有無を点検する 3) リミットスイッチの作動状態を点検する。	作動不良の場合は修理又は交換する。 汚れ又は劣化がある場合は清掃又は修理する。 作動不良の場合は修理又は交換する。

6. CO濃度連続測定装置

点検項目	業務内容	備考
1.CO・CO2濃度連続測定装置	1) サンプリングモジュールのメンブレンフィルタの汚れの有無を点検する。汚れが急激なときは、ガス採取器、金網フィルタ、ガスコンディショナフィルタなどの前段フィルタを点検する。 2) クーラーの冷却機能及びファンモータの機能を点検する。 3) ガス流路に汚れ、異物等の付着がないか点検する。 4) ポンプのダイヤフラムが劣化していないか点検する。 5) ポンプの流量は適正か又流量計の値は適正か点検する。 6) ドレンセパレータのリングフィルタの汚れを点検する。 7) 校正ガスポンペを使用し、ゼロ・スパン校正を行う。	汚れが著しい場合は清掃又は交換する。 異常がある場合は修理又は交換する。 汚れ、異物等の付着がある場合は清掃する。 劣化が著しい場合は交換する。 汚れ等がある場合は分解清掃する。 汚れがある場合は交換する。
2.ガスポンプ	1) フィルタエレメントに汚れ、目詰まり等がないか点検する。 2) Oリングに汚れ、損傷等の劣化の有無を点検する。 3) サンプリングパイプに異物等の付着がないか点検する。	汚れ、目詰まり等が著しい場合は交換する。軽微な場合は清掃する。 損傷が著しい場合は交換する。 汚れ、異物等の付着がある場合は清掃する。

7. 白煙防止装置

点検項目	業務内容	備考
白煙防止装置	1) 煙道接続部のフランジボルトの緩みがないか又ガスケットに損傷がないか点検する。	損傷が著しい場合は交換する

業務要領

8. コンプレッサー

点検項目	業務内容	備考
(1) コンプレッサー 1.コンプレッサー-本体	1) 発熱, 異常な振動や騒音がないことを点検する。 2) 腐食, 損傷, ボルトの緩みの有無を点検する。 3) Vベルトの緩み, 摩耗, 損傷の有無を点検する。 4) 芯出しの良否を点検する。 5) 油量計の清掃及びクランク室の潤滑油を交換する。 6) 圧力計, 圧力調整弁, 圧力開閉器, 安全弁の作動状態を点検する。 7) 空気タンク, 配管, 空気弁に漏れ及び異物等が付着していないか点検する。 8) アンローダピストンの摺動部の摩耗, グリースの劣化がないか点検する。 9) リング, シリンダに傷又は摩耗等の損傷がないか点検する。 10) 吸込口フィルタに汚れ, 目詰まり等がないか点検する。	異常がある場合は調査する 腐食等が著しい場合は該当部品を交換する。 損傷が著しい場合は交換する。 芯出し不良の場合は調整する。 潤滑油は専用のものを使用する。 作動不良の場合は修理又は交換する。 異物等が付着している場合は除去する。 劣化が著しい場合は交換する。 損傷が著しい場合は交換する。 汚れ, 目詰まり等が著しい場合は交換する。軽微な場合は清掃する。
(2) エア-ドライヤー	1) オートドレントラップに汚れ, エア漏れ, 水漏れ等がないか点検する。 2) 凝縮器吸込口フィルターに汚れ, 目詰まり等がないか点検する。 3) 内部の冷凍機, 凝縮器, 冷却器, ファンモータ, 高圧圧カスイッチの作動状態に異常がないか点検する。	漏れ, 損傷等が著しい場合は交換する。 汚れ, 目詰まり等が著しい場合は交換する。軽微な場合は清掃する。 異常がある場合は修理又は交換する。

9. 自動制御盤

点検項目	業務内容	備考
1 自動制御盤	1) 盤面に塗装の剥離, 腐食, 発錆及び損傷がないか点検する。 2) 端子の緩み及びビュースエレメントの異常の有無を点検する。 3) 開閉器の操作及び動作が良好であるか点検する。操作又は動作不良の場合は調整する。 4) 電圧計又はテスターを用いて制御電圧を測定し, 規定値以内の範囲にあることを確認する。	劣化が著しい場合は修理する。 異常がある場合は修理又は部品交換する。 異常がある場合は修理又は部品交換する。 異常がある場合は調査する。
2.自動制御機器	1) 外部に埃, 汚れ等がないか点検する。 2) 指示計等は設定値の許容範囲内にあることを確認する。許容範囲内でない場合は調整する。 3) 端子の緩みの有無を点検する。 4) 記録計のシャフトは汚れていないか又チャートが正常に送られるかを点検する。 5) インバータに異常音, 振動, 変色, 変形, 粉塵の付着がないか点検する。 6) インバータの主回路及び冷却ファンに異常がないか点検する。 7) インバータの平滑コンデンサーの液漏れ, 安全弁動作及び膨らみの有無を点検する又, 静電容量の測定を行う。	汚れ等がある場合は清掃する。 調整不能の場合は修理又は交換する。 緩みがある場合は増し締めする。 シャフトが汚れている場合は分解清掃する。 異常がある場合は修理又は交換する。 異常がある場合は修理又は交換する。 異常のある場合は修理又は交換する。

業務要領

2.自動制御機器	<p>8) 煙感知器に塵埃、微粉等が付着していないか又水蒸気及び腐食性ガスの対流によって機能上支障となる状況の有無を確認する。</p> <p>9) 感震器が垂直に取り付けられているか又、本体の操作により正常に作動するか点検する。</p> <p>10) デジタル記録計の電源、ディスプレイ表示、焼却炉温度、排ガス分析値の表示がなされているか確認する。</p> <p>11) 差圧計、温度指示計に異常が無いか点検する。</p>	<p>付着物がある場合は除去する。</p> <p>機能上支障がある場合は修理又は交換する。</p> <p>異常がある場合は修理又は交換する。</p> <p>異常がある場合は修理又は交換する。</p> <p>異常がある場合は修理又は交換する。</p>
----------	---	--

10. その他設備

点検項目	業務内容	備考
(1) 手元操作器	<p>1) 塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷がないか点検する。</p> <p>2) 表示及びブザー呼鳴の動作確認を行う。</p> <p>3) セレクトスイッチの操作及び動作が良好であるか点検する。操作又は動作不良の場合は調整する。</p>	<p>劣化が著しい場合は修理する。</p> <p>異常がある場合は修理又は部品交換する。</p> <p>調整不能の場合は修理又は交換する。</p>
(2) 集塵機	<p>1) 集塵機内に焼却灰、ばいじん等が堆積していないか点検する。</p> <p>2) ホース、ホース接続口及びフィルターエレメントに亀裂、損傷等の劣化がないか点検する。</p>	<p>堆積が著しい場合は清掃する。</p> <p>劣化が著しい場合は交換する。</p>

11. ダクト設備

点検項目	業務内容	備考
ダクト設備	<p>1) 煙道接続部のフランジボルトの緩みがないか又ガスケットに損傷がないか点検する。</p> <p>2) 塗装の剥離及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。</p> <p>3) 風圧、熱膨張等による変形の有無を点検する。</p> <p>4) 保温材の剥離、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。</p>	<p>損傷が著しい場合は交換する。</p> <p>剥離又は劣化が著しい場合は塗装又は修理する。</p> <p>変形が著しい場合は修理又は交換する。</p> <p>劣化が著しい場合は修理又は交換する。</p>

12. 総合点検

業務内容	備考
<p>1) 操作及び動力回路の絶縁抵抗を測定する。</p> <p>2) シーケンス回路の作動に異常がないか点検する。</p> <p>3) 自動燃焼行程に異常がないか点検する。</p> <p>4) 自動投入行程に異常がないか点検する。</p> <p>5) 燃焼中の排ガスの状態、稼働中の機器に異常がないか点検する。</p> <p>6) 自動終了行程に異常がないか点検する。</p> <p>7) 供給電圧に異常がない事を確認する。</p> <p>8) 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否を点検する。点灯不良の場合は球を交換する。</p> <p>9) 警報によるシステム停止動作が正常に行われるか点検する。</p> <p>10) 排ガス温度が正常に冷却されているか点検する。</p> <p>11) 排ガス中のばいじんが正常に集塵されているか点検する。</p>	<p>1 MΩ未満の場合は精密調査し、異常があれば修理又は交換する。</p> <p>異常がある場合は調整する。</p> <p>異常がある場合は調整又は修理を行う。</p> <p>異常がある場合は調整又は修理を行う。</p> <p>異常がある場合は調整又は修理を行う。</p> <p>異常がある場合は調整又は修理を行う。</p> <p>異常がある場合は精密調査する。</p> <p>発鳴不良の場合は交換する。</p> <p>異常がある場合は調整又は修理を行う。</p> <p>異常がある場合は調整又は修理を行う。</p> <p>異常がある場合は精密調査する。</p>

業務要領

A 炭化炉（月例点検）

点検項目	業務内容	備考
1 炭化装置本体	1) 本体外観の亀裂、歪み等の有無を点検する。	
2 炭化装置炉内	1) 棚板レンガの破損の有無を点検する。	
3 炭化ボックス	1) 炭化ボックスの亀裂、歪み等の有無を点検する。 2) 耐火シールロープの劣化の有無を点検する。 3) シリコンゴムシールの劣化の有無を点検する。 4) 耐火シールロープ押さえ金具の破損の有無を点検する。	
4 本扉	1) 扉本体の変形、湾曲等の有無を点検する。 2) 扉本体の亀裂、破損等の有無を点検する。	
5 点検扉	1) 扉本体の変形、湾曲等の有無を点検する。 2) 扉本体の亀裂、破損等の有無を点検する。	
6 乾留ガス配管	1) 配管内煤詰まりの有無を点検する。 2) 配管断熱材の劣化の有無を点検する。 3) パッキン類の劣化の有無を点検する。 4) 乾留ガスバーナーの劣化の有無を点検する。	
7 ダクト、煙突	1) 手差しダンパーのセット位置を確認する。	
8 排熱ダンパー	1) ダンパーが正常作動状態であるか確認する。	
9 ガスバーナー （燃焼室用）	1) バーナーが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。 3) 炎監視装置の破損、汚れ等を点検する。 4) カップリングの破損、汚れ等を点検する。 5) 覗き窓の破損、汚れ等を点検する。	
10 燃焼プロア （乾留ガス用）	1) プロアが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。	
11 冷却プロワ （本体冷却用）	1) プロアが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。	
12 扉冷却プロア （扉冷却用）	1) プロアが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。	
13 制御盤	1) 手動運転による各個別動作を点検する。 2) 設定値を確認する。	
14 電気配線	1) 電気配線の錆び等の有無を点検する。	
15 熱電対	1) 熱電対の破損、配線の錆び等の有無を点検する。	
16 炭化容器	1) 炭化容器の亀裂、破損等の有無を点検する。	
17 蒸気ボイラー	1) 点検項目及び内容は『平成20年版 建築保全業務共通仕様書』に準ずる。※鋼製ボイラー月例点検 4.2.2(B)項	

業務要領

A 炭化炉（年次点検）

点検項目	業務内容	備考
1 炭化装置本体	1) 本体外観の亀裂、歪み等の有無を点検する。 2) ボルト、ナットの緩み等の有無を点検する。 3) 覗き窓の破損、汚れ等の有無を点検する。	
2 炭化装置炉内	1) 炉床耐火物の劣化状況を点検する。 2) 燃焼室耐火物の劣化状況を点検する。 3) 棚板レンガの破損の有無を点検する。 4) 乾留ボックス下の受けレンガの劣化状況を点検する。 5) 断熱材の劣化状況を点検する。	
3 炭化ボックス	1) ボックスの変形、湾曲等の有無を点検する。 2) ボックスの亀裂、破損等の有無を点検する。 3) ボックスの変色、腐食等の有無を点検する。 4) 装置本体とのボルト、ナットの緩みの有無を点検する。 5) 耐火シールロープの劣化の有無を点検する。 6) シリコンゴムシールの劣化の有無を点検する。 7) 耐火シールロープ押さえ金具の破損の有無を点検する。 8) 安全弁が正常作動状態であるか確認する。	
4 本扉	1) 扉本体の変形、湾曲等の有無を点検する。 2) 扉本体の亀裂、破損等の有無を点検する。 3) 扉開閉時の異常音等の有無を点検する。 4) 締めハンドルの状態を点検する。	
5 点検扉	1) 扉本体の変形、湾曲等の有無を点検する。 2) 扉本体の亀裂、破損等の有無を点検する。 3) 扉開閉時の異常音等の有無を点検する。 4) 締めハンドルの状態を点検する。	
6 乾留ガス配管	1) フレキシブルチューブの劣化の有無を点検する。 2) ボックス間の繋ぎ配管の破損等を点検する。 3) 配管内煤詰まりの有無を点検する。 4) 配管断熱材の劣化の有無を点検する。 5) パッキン類の劣化の有無を点検する。 6) 乾留ガスバーナーの劣化の有無を点検する。	
7 ダクト、煙突	1) 材質の変色の有無を確認する。 2) 手差しダンパーのセット位置、動作を確認する。	
8 排熱ダンパー	1) ダンパーが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。 3) ボルト、ナットの緩みの有無を点検する。 4) バタフライダンパーの平行度を点検する。 5) 電気配線の錆び等の有無を点検する。	
9 ガスバーナー （燃焼室用）	1) バーナーが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。 3) ガス配管の破損、燃料漏れの有無を点検する。 4) 炎監視装置の破損、汚れ等を点検する。 5) カップリングの破損、汚れ等を点検する。 6) 覗き窓の破損、汚れ等を点検する。 7) トランスの焼け、汚れ等を点検する。 8) トランス接点部の錆び、汚れ等を点検する。	

業務要領

	<p>9) 電気配線の錆び等の有無を点検する。</p>	
<p>10 燃焼ブロー (乾留ガス用)</p>	<p>1) ブローが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。 3) 吸い込み口の金網の状態を点検する。 4) ファン(羽)の状態を点検する。 5) 電気配線の錆び等の有無を点検する。 6) ブロー配管の破損等の有無を点検する。</p>	
<p>11 冷却ブロー (本体冷却用)</p>	<p>1) ブローが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。 3) 吸い込み口の金網の状態を点検する。 4) ファン(羽)の状態を点検する。 5) 電気配線の錆び等の有無を点検する。 6) ブロー配管の破損等の有無を点検する。</p>	
<p>12 扉冷却ブロー (扉冷却用)</p>	<p>1) ブローが正常作動状態であるか確認する。 2) 作動時の異常音の有無を点検する。 3) 吸い込み口の金網の状態を点検する。 4) ファン(羽)の状態を点検する。 5) 電気配線の錆び等の有無を点検する。 6) ブロー配管の破損等の有無を点検する。</p>	
<p>13 制御盤</p>	<p>1) 手動運転による各個別動作を点検する。 2) 設定値を確認する。</p>	
<p>14 電気配線</p>	<p>1) 電気配線の錆び等の有無を点検する。</p>	
<p>15 熱電対</p>	<p>1) 熱電対の破損、配線の錆び等の有無を点検する。</p>	
<p>16 炭化容器</p>	<p>1) 炭化容器の亀裂、破損等の有無を点検する。</p>	
<p>17 蒸気ボイラー</p>	<p>1) 点検項目及び内容は『平成 20 年版 建築保全業務共通仕様書』に準ずる。※鋼製ボイラー性能点検 4.2.2(A)項 また、蒸気配管、装置廻りの損傷及び破損を点検する。</p> <p>2) 運転完了時は、ボイラー・配管・装置内に水分が残らぬ様適切な処置を講じる。(冬期の凍結対策)</p>	

業務請負契約書

業務名 帯広畜産大学焼却施設保全業務
請負代金額 金_____円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金_____円也)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学契約担当役 事務局長 横町直明と受注者_____と
の間において、上記の業務について、上記の請負代金額で次の条項によって業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別紙仕様書等に基づいて、業務を実施するものとする。

第2条 業務は、国立大学法人帯広畜産大学構内において実施する。

第3条 業務の履行期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までとする。

第4条 契約保証金は免除する。

第5条 受注者は、業務に従事する作業員等の身元、衛生、風紀及び規律の維持に関して、一切の責任を負い、受注者が適当ではないと認めた作業員等は、従事させないものとする。

第6条 受注者は、発注者による事前の承諾がないかぎり、業務の全部又は一部を第三者に再委託できない。なお、発注者の承諾を得て第三者に再委託する場合には、再委託先の名称、業務内容等を記入した書面を事前に提出するとともに、受注者は当該第三者に対し、本契約における受注者の義務と同様に義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負うものとする。

第7条 受注者は3か月毎の業務が完了したときは、業務完了通知書を帯広畜産大学施設課に送付するものとする。

第8条 請負代金は、8回払い（請求代金額は別紙のとおり）とし、受注者が3か月毎の業務完了後に帯広畜産大学施設課に送付するものとする。

第9条 請負代金は、受注者からの適法な請求を受理した日から40日以内に支払うものとする。

第10条 受注者は、本契約履行中に受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた時は、その損害について賠償の責を負うものとする。

第11条 発注者は、検査等において、正当な理由がなく客観的な契約の不履行があったと認められる場合には、受注者に対して口頭又は書面による改善要求を行うものとする。

2 発注者が受注者に対して書面による改善要求をした場合は、当該不履行分の支払を行わない。

第12条 受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき請負代金額(本契約締結後、業務請負代金額の変更があった場合には、変更後の業務請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令がすべて確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反す

る行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者が、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第13条 発注者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

一 この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

二 受注者が、この契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

三 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

第14条 この契約において必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程(平成16年規程第90号)及び国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準(平成22年基準第4号)によるものとする。

第15条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第17条 本契約に関する訴えの専属的合意管轄裁判所は、帯広畜産大学所在地を管轄区域とする釧路地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者、受注者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成30年 月 日

発注者 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 横町直明

受注者

別 紙

帯広畜産大学焼却施設保全業務 請負代金支払内訳書

	業務期間	代金支払額	消費税額及び 地方消費税額
1回目	平成30年4月から平成30年6月		
2回目	平成30年7月から平成30年9月		
3回目	平成30年10月から平成30年12月		
4回目	平成31年1月から平成31年3月		
5回目	平成31年4月から平成31年6月		
6回目	平成31年7月から平成31年9月		
7回目	平成31年10月から平成31年12月		
8回目	平成32年1月から平成32年3月		
	小計	0	0